

2 児童心理司活動状況

児童心理司は、嘱託精神科医等の医師と連携しながら、子どもや保護者等の相談に応じ、面接、心理検査、観察等によってアセスメントを行ったり、子どもや保護者、関係者等に助言や心理療法・カウンセリングを行っている。発達障害の相談や虐待通告の増加に伴い、二次障害を合併し問題が複雑かつ深刻となっているものも少なくない。施設入所中に問題行動が出現する事例も増えている。こうしたことから、児童や家族へのより専門的な心理的援助に加え、学校、医療機関や施設等関係機関と連携し問題解決にあたる必要性は増している。

令和4年度、児童相談所に配置された総児童心理司数は34人、うち会計年度任用職員児童心理司7人、会計年度任用職員一時保護所心理司2人であり、26%を会計年度任用職員が占めている。また、一時保護所心理司を除く児童心理司と総児童福祉司等数の割合は1:2.61である。(「会計年度任用職員児童心理司1人=0.75人」として算出)

(1) 活動内容(統計表7～11参照)

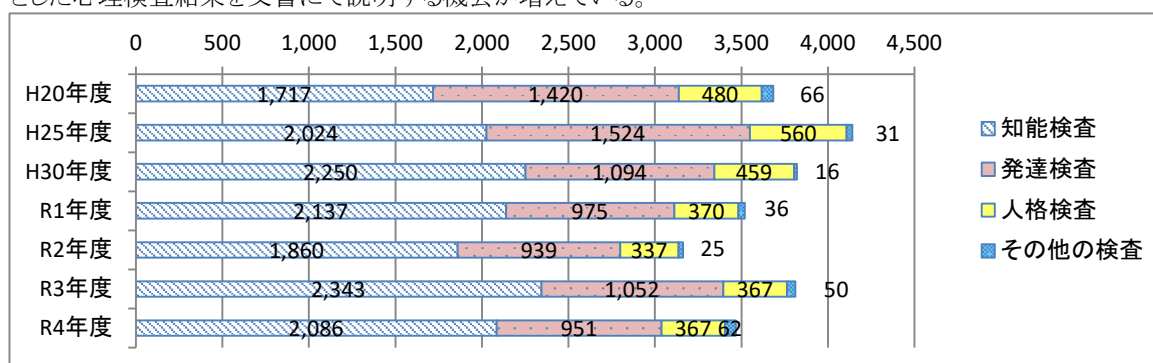
- ① 療育手帳等行政福祉サービス利用のための判定及び証明事務
- ② アセスメント及び支援
- ③ 集団心理療法(キャンプ訓練等)
- ④ 市町村支援

(2) 活動形態

来所及び家庭・学校・施設等へのアウトリーチにより、アセスメントや支援を行っている。また、遠隔地等に居住している県民向けに、出張による判定や相談(巡回相談、出張判定、1歳6ヶ月児・3歳児精健及び事後指導)を行っている。

(3) 心理検査実施状況

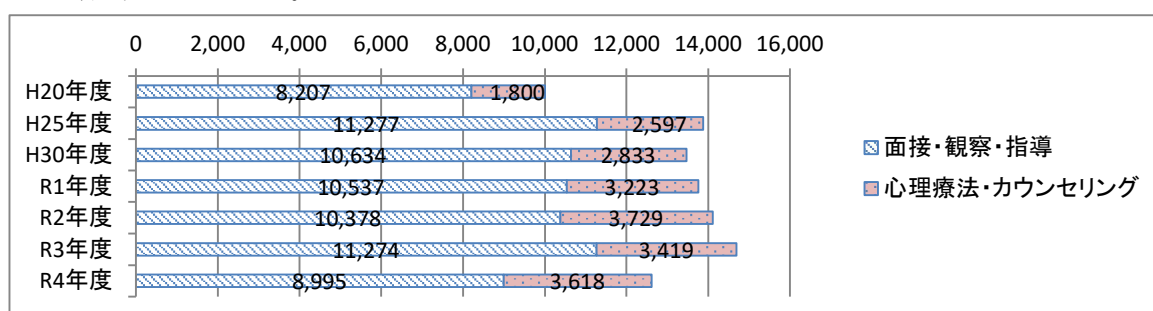
アセスメントのために使用する心理検査は知能検査、発達検査、人格検査、その他の検査に分類されている。近年、発達障害相談に関連し、保護者等による心理検査結果の活用への意識が高まり、知能検査を中心とした心理検査結果を文書にて説明する機会が増えている。



(4) 面接・観察・指導及び心理療法・カウンセリング等の状況

面接・観察・指導は児童心理司が児童及び保護者、関係機関の職員に対面で行ったものを計上している。生育史を正確に把握できなかつたり、家族歴等が複雑で支援の困難な事例が増加し、児童心理司の視点でアセスメントや支援を要する事例が増えてきており、平成20年度と比較すると、令和4年度は1.26倍の件数となった。最近では、高止まり傾向であるが、児童心理司の活動の幅は確実に広がっている。

また、必要なケースには児童心理司による心理療法・カウンセリング等を実施しているが、今後においては、より一層の充実が望まれる。



3 児童福祉司活動状況

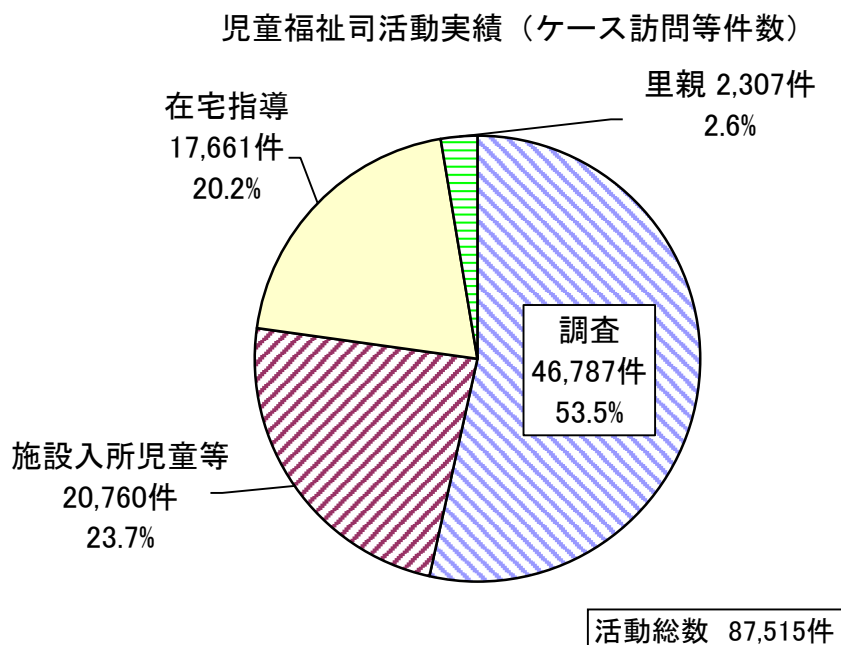
令和4年度、児童相談所に配置された総児童福祉司等数は79人(うち、地区を担当する児童福祉司等は44人、児童虐待対応の児童福祉司等24人、その他11人)である。本県の総人口1,913,192人、総児童人口265,760人(令和4年10月1日現在)と対比すると、地区担当の児童福祉司1人当たりの人口は43,481人、児童人口は6,040人となっている。

(1)活動内容

- ① 相談業務に関する調査及び援助方針決定に必要な調査
- ② 児童福祉法により指導措置した児童及び家族の指導
- ③ 児童相談所において継続指導している家庭の指導
- ④ 施設入所後の家族の指導及び退所後の児童と家族の指導
- ⑤ 里親の調査及び指導
- ⑥ 担当地域内の社会環境の把握及び支援
- ⑦ 市町村支援(専門的技術的支援)

(2)活動実績

活動実績としては援助方針決定に必要な調査、助言及び指導等が最も多く、全体の5割以上を占めているが、虐待相談や不登校・非行問題など児童相談の深刻化複雑化に伴い、その指導に多くの時間を要する傾向にある。年間及び週間計画により活動しているものの、共働き等による日中不在のケースも多く、夜間・早朝・休日等に訪問しなければならないこともある。(統計表23参照)



(注)

- 在宅指導・・・法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の措置決定後の指導件数
- 施設入所児童等・・・法第27条第1項第3号及び第27条第2項の措置決定後の指導件数
- 里親・・・登録されている里親に対する指導延件数
- 調査・・・援助方針決定に必要な調査、助言及び指導等の延件数

4 一時保護の状況

一時保護所は、中央・東部児童相談所に付設されており、緊急保護・アセスメントを行う。
また、必要に応じ、保護所以外の施設(病院、児童養護施設等)に保護を委託する場合もある。

(緊急保護)

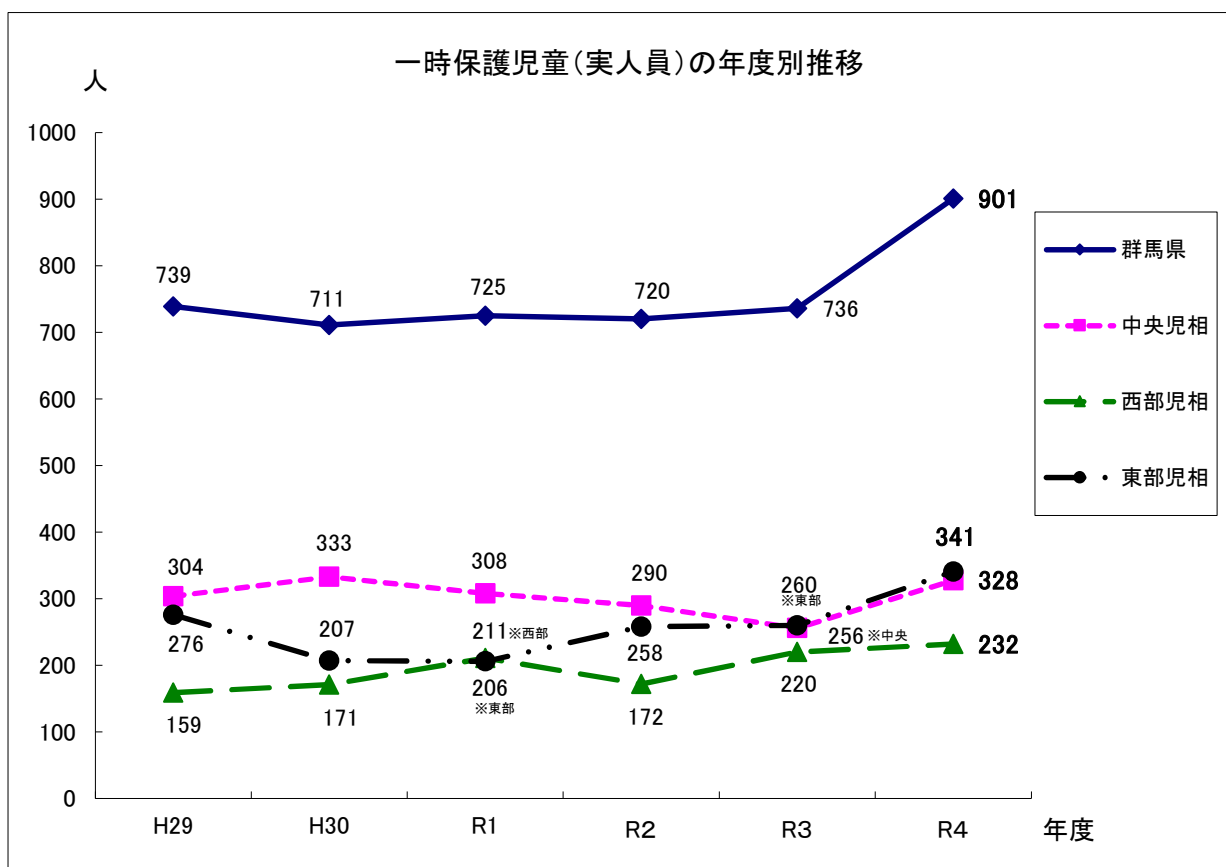
児童の家出・迷子や保護者の家出・死亡・離婚・疾病等で現に児童を保護する能力を失ったり、保護養育の仕方が極めて不適当な場合は応急的に児童を保護する。また、虐待・放任等の理由により、家庭からの分離を必要とした場合に保護を行う。

(アセスメント)

適切かつ具体的な援助方針を定めるために、十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に保護を行う。

なお、アセスメントに連続して短期入所指導を行い、短期間の心理療法やカウンセリング、生活改善に向けた支援等を行うこともある。

令和4年度の一時保護延人員は、28,485人(保護所21,932人、保護委託6,553人)、一日当たりの保護児童78.1人(保護所60.1人、保護委託18.0人)で、1人当たりの在所日数は、32.9日(保護所30.2日、保護委託35.5日)となっている。 [統計表17、18、19、20、21参照]



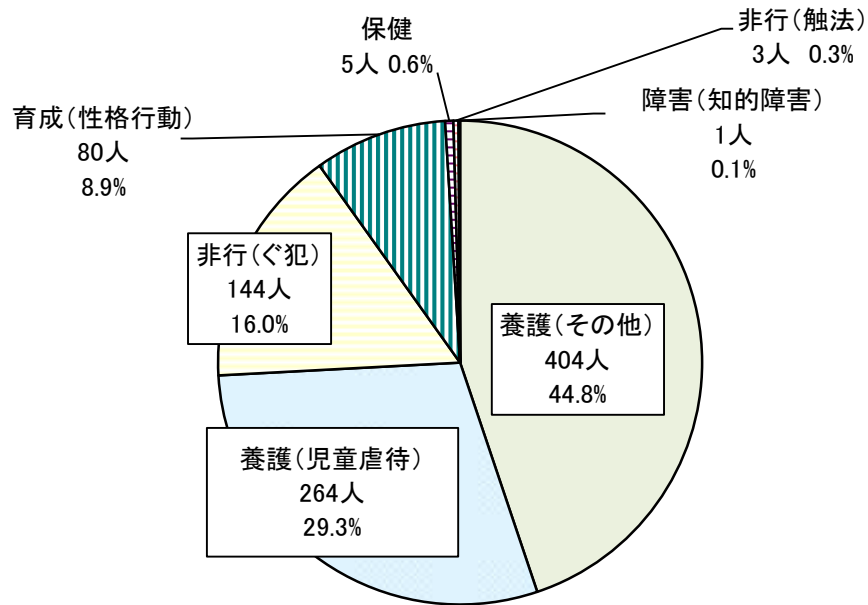
(注) ①一時保護所と一時保護所以外の場所に保護を委託した児童を合計した児童数。

②前年度からの継続は含み、次年度へ継続した児童は含まない。

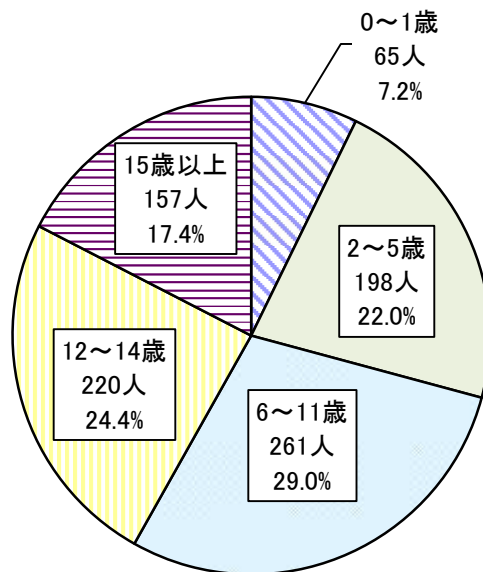
(参考) 一時保護児童の年度別推移

	実人員 (人)	延人員 (人)	1日平均 在所児童数 (人)	1人平均 在所日数 (日)
平成30年度	711	23,015	63.1	32.4
令和1年度	725	23,096	63.3	32.5
令和2年度	720	25,704	67.8	31.5
令和3年度	736	24,616	62.8	31.3
令和4年度	901	28,485	78.1	32.9

一時保護児童の相談種別(令和4年度)



一時保護児童の年齢階層別(令和4年度)



(注)①一時保護所と一時保護所以外の場所に保護を委託した児童を合計した児童数。
②前年度からの継続は含み、次年度へ継続した児童は含まない。